

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第二十七号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会の教育庁の項中「教育事務所副所長」の下に「（本務としての職に限る。）」を加え、同表の教育委員会の公立学校の項中「県立学校の」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。